

低入札価格調査制度の運用基準

(取扱及び事務手続き等)

1 対象建設工事

予定価格が、5,000万円以上の工事とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価競争入札により発注しようとする工事は、対象建設工事とする。

2 調査基準価格の設定

国からの指導による中央公共工事契約制度運用連絡協議会が採択した次の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」で行う。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。

予定価格算出の基礎となった直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ + 現場管理費 $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.68$ とする。

ただし、予定価格算出の基礎となった額の合計額は万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。

3 事務手続き

(1) 調査基準価格の確定

入札執行者は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付する場合は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、調査基準価格を算出し、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇〇円」と記載し、さらに当該調査基準価格から消費税及び地方消費税を除いた金額を「入札書比較価格〇〇〇円」と記載する。

(2) 対象業者への周知

入札執行者は、公告（指名通知）の際、入札心得の条文を熟読することを入札参加者に促すとともに、入札執行の際下記の点を周知し、問題が発生しないように配慮する。

① 地方自治法施行令第167条の10第1項の適用であること。

- ② 設定した調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- ③ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- ④ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

4 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、地方自治法施行令167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、当該入札を終了する。

5 調査の実施

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者、工事主管課長及び工事検査担当課長（以下「低入札価格調査会」という。）は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- ① その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。）
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 技術者等の具体的供給の見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑫ 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- ⑬ 信用状況 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等
- ⑭ 下請契約予定者名等
- ⑮ その他の必要な事項

6 失格基準価格の設定

入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われ、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて判定するための数値的基準として、次の内容により、失格基準価格を設定することができる。

- (1) 失格基準価格の設定については、富士宮市建設事業審議委員会の審議に付さなければならない。
- (2) 失格基準価格を設定したときは、その旨を入札公告及び指名通知等により周知しなければならない。
- (3) 5の規定にかかわらず、入札執行者は、失格基準価格を下回る価格で入札を行ったものがある場合は、調査を行わないものとし、当該入札者を失格とする。
- (4) 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.8＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3とする。ただし、予定価格算出の基礎となった額の合計額は万円単位とし1万円未満の端数は切捨てる。
- (5) 失格基準価格を設定したときは、予定価格を記載する書面の下部に「失格基準価格〇〇〇円」と記載し、さらに当該失格基準価格から消費税及び地方消費税を除いた金額を「入札書比較価格〇〇〇円」と記載する。

7 調査の結果の措置

入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行が認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するものとする。

低入札価格調査会が、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、入札執行者は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、5以降と同様の手続による。

次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨の知らせるものとする。

8 副市長等への報告

入札執行者は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査結果を副市長及び監査委員会事務局に報告するものとする。

9 指名停止等を伴う失格

入札後、同時に複数の低入札価格調査会の対象者となり、入札執行者が指定した期間に、最初に開札を行った建設工事の契約を辞退した場合は失格とし、富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱別表第2第10号により指名停止等の措置を講じるものとする。また、その場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、以後の入札への参加資格は喪失するものとする。

10 監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒヤリング

当該工事の担当課長は、受注者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じ受注者からその内容についてヒヤリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒヤリング

当該工事の担当課長は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、受注者からその内容についてヒヤリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則とし、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当機関との連携

当該工事の担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として工事検査担当課長が行うものとする。

11 特記仕様書への明示等

10(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

なお、10(1)及び(2)は、特記仕様書へ記載することにより、契約の一部となるもので

あり受注者が10(1)及び(2)に違反して、施工体制台帳を提出せず、又はヒヤリングに応じなかった場合には富士宮市工事請負契約等に係る指名停止措置要綱（平成8年6月18日市長決裁）別表第1第4号にすることがあるものである。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒヤリング

① 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に該当するか否かの調査対象となる入札執行者が設定した基準価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は入札執行者等の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を入札執行者等に提出しなければならないこと。

② ①の書類の提出に際して、その内容のヒヤリングを入札執行者等から求められたときは、受注者は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒヤリング

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に該当するか否かの調査の対象となる入札執行者が設定した基準価格を下回る価格で落札した場合には、仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒヤリングを入札執行者等から求められたときは、受注者は応じなければならないこと。

1.2 閲覧に供する書面への特記

調査の結果、調査の対象者が落札した場合には、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

附 則

この基準は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。